

浄化槽への転換、高度処理型浄化槽の設置に補助金を交付します

碧南市では生活排水による河川の水質汚濁の進行を防止し、生活環境の保全を図るため、以下の場合に補助金を（国及び県の補助を合わせて）交付します。

- ・単独処理型浄化槽（し尿のみを処理）やくみ取便槽を撤去、埋設、または雨水貯留槽へ転用し、生活雑排水（台所、洗濯、風呂などの排水）をし尿と併せて処理する浄化槽へ転換する場合。ただし10平方メートルを越える建築（新築、建替え及び増改築）に伴うものは除く。
- ・放流水の総窒素濃度が15mg／リットル以下又は総磷濃度1mg／リットル以下の機能を有する高度処理型浄化槽を設置する場合。

□補助の対象者

主に居住の用に供する建物又は延床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物に10人槽以下で小型の放流水の総窒素濃度が15mg／リットル以下又は総磷濃度1mg／リットル以下の機能を有する高度処理型浄化槽を設置またはくみ取便槽や単独処理浄化槽から浄化槽へ転換する個人。

□対象地域

実績報告時に碧南市公共下水道事業認可区域又は衣浦東部流域下水道事業認可区域以外の区域（詳しくは碧南市役所下水道課もしくは環境課へとお問い合わせください）

□補助金額

各人槽ごとに下記の額を限度とし、**設置費用の4割相当分**を補助します。

人槽区分	補助の上限金額			
	浄化槽への転換	浄化槽への転換の際、単独処理浄化槽またはくみ取便槽を撤去する場合	高度処理型浄化槽の設置または高度処理型浄化槽への転換	高度処理型浄化槽への転換の際、単独処理浄化槽またはくみ取便槽を撤去する場合
5	332,000	単独 452,000 くみ取 422,000	360,000	単独480,000 くみ取450,000
6~7	414,000	単独 534,000 くみ取 504,000	462,000	単独582,000 くみ取552,000
8~10	548,000	単独 668,000 くみ取 638,000	585,000	単独705,000 くみ取675,000

※撤去については撤去費（単独浄化槽 12 万円・くみ取便槽 9 万円）を足した金額です

<補助申請の留意ポイント>

- 1 使用予定人数が設置する人槽区分とかけ離れないように十分ご注意ください
- 2 補助金交付年度内の施工期間であることが必要です
- 3 工事施工前の申請、また浄化槽据付時には職員の立ち会いが必要です
- 4 使用開始後は適正な維持管理（保守点検・清掃・法定検査）が必要です

<補助申請の流れ>

① 申請書提出（**施工前**）

申請書に必要な書類一式を添えて環境課へ提出してください。

② 交付決定

書類審査後（転換の場合、現況確認有）、交付決定通知を発送します。

交付決定通知を受け取る前の工事は補助対象になりません。

③ 工事立会い検査

浄化槽の設置工事の施工時に現地にて市職員が立会います。（閉庁日は不可です。）

工事日は**1週間前まで**にお知らせください。（開庁日でも立ち会い不可日もあります。）

④ 実績報告書の提出

設置工事完了後、遅滞なく実績報告書に必要な書類一式を添えて環境課へ提出してください。写真は、**文字が読み取りできるように**撮影してください。

申請書で免状の写しが添付されていない設備士のチェックリストが提出されることがあります。免状の写しを提出して下さい。

⑤ 補助金額の確定

実績報告書及び添付書類を確認し、現地にて市職員が完了検査を実施します。（立ち会いは不要です。）

現地にて、浄化槽が正しく使用されている状態であることを撮影いたします。

ご不在でも**敷地内に立ち入り、検査をします**ので、ご了承ください。また、**流入確認**をすることがあります。水を流していただくことがありますので、ご協力ください。完了後、額の確定を申請者に通知します。

⑥ 補助金振込み

額の確定通知の日から1ヶ月以内に指定された振込先に補助金を振込みます。

※ご注意ください※

実績報告書をご提出されると、数日中に職員が完了検査に伺います。家屋が引渡し前等で立入禁止等の状態ですと、浄化槽を使用していると認められません。また、外装工事で浄化槽上部スラブの上に道具や土が乗っていたり、柵等で浄化槽本体やブロワ付近へ立ち入りできないようにされていたりすると、検査ができません。

浄化槽業者の方だけでなく、建物本体の建設業者の方や外装工事の方と十分連絡を取っていただき、完了検査が遅滞なく終了し、支払事務へ進めるようにご協力ください。

【問合せ先】

碧南市環境課ごみ減量係 電話0566-95-9899